**平成29年6月議会一般質問資料**（「**農業と食について­­問う」に関連したもの**）　　　　　岩倉市議会議員　堀　巌

**­**＜平成25年3月議会＞

「新しい学校給食センターでは、[食育](http://www.kensakusystem.jp/iwakura/cgi-bin2/GetText3.exe?18g8v1i56ahzuy1xn2/H250304A/7483/10/1/1/%90%48%88%E7/0" \l "hit1)の拠点的役割も果たせるようにするとともに、新しい発想で夢のある給食の提供にも努めてまいります。」

「新学校給食センターの整備では、こうした背景を考慮し、見学スペースや会議室等を設け、それを利用した児童・生徒、ＰＴＡ、地域住民等を対象にした施設見学会や研修会等ができる施設を設け、[食育](http://www.kensakusystem.jp/iwakura/cgi-bin2/GetText3.exe?18g8v1i56ahzuy1xn2/H250308A/18805/10/1/1/%90%48%88%E7/0#hit1)の拠点となるよう開かれたセンターを目指します。なお、市民が参加できるような企画につきましては、今後検討していきたいと考えていますのでよろしくお願いします。」

・第2期岩倉市食育推進計画は、平成27年3月に、食育基本法に基づいて策定されています。

＜食育基本法＞

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第５条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関 する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第６条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（市町村食育推進会議）

第３３条 　市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

・食育基本法は、食に関する教育ですから、主人公は、子どもです。今後の日本を背負う子どもたちが健全に育まれるため、生きるための基礎である食事の大切さについて、家庭を始めとした社会全体で教えていく必要があるということが規定されています。

・学校における、そして学校給食を通した食育が重要なものであることも然りですが、やはり、家庭における食育や実践が重要であるということを表しているということです。

・岩倉市の食育推進計画でも、ちゃんと家庭が中心であることが記述されています。この点についていえば、健康課の取組、食生活改善推進員さん、保健推進員さんが中心となって、一生懸命努力されていることが第1期の検証とともに記述されています。

・しかしながら、岩倉市の計画には、学校給食における食育の充実の中に、食物アレルギーの記述がありません。

＜国と岩倉市の食育に関する取組＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 国 | 岩倉市 |
| 平成17年6月 | 食育基本法制定 |  |
| 平成18年3月 | 第1次食育推進基本計画 |  |
| 平成20年3月 | 小中学校の学習指導要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針の改訂 |  |
| 平成20年4月 | 特定健康診・特定保健指導の開始 |  |
| 平成20年6月 | 学校給食法の改正 |  |
| 平成21年3月 | 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改訂 |  |
| 平成22年1月 |  | 第1期食育推進基本計画 |
| 平成23年3月 | 第2次食育推進基本計画 |  |
|  | 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の施行 |  |
| 平成27年3月 |  | 第2期食育推進基本計画 |

＜長野県真田町（今は合併して上田市）の事例＞

校長先生を経て教育長であった大塚貢氏の取組

→長年の教育現場の経験から、生徒が荒れていた原因の一つに、乱れた食があることを悟ったということです。それを改善したことにより、非行や犯罪がなくなり、不登校が著しく減ったというものです。もちろん、上田市の食育推進計画にも食物アレルギーという言葉は出ています。

＜岩倉市推進計画の中の記述＞

・「生産者は消費拡大のためにも低農薬栽培などの研究に努め、農産物の質の向上を図りましょう。」

・「第三日曜日に行われる岩倉軽トラ市への参加」

疑問→軽トラ市は、地産地消の側面はあると思いますが、どちらかと言えば商工振興の側面が強いのではないのでしょうか。加工食品なども販売されていると思いますが、出品される食材のチェックなどは、しているのでしょうか。

＜食物アレルギーの問題＞

・食の環境に一因があるのではという研究が古くから行われ、その研究成果も報告もされているところです。

　・2015年のNHKスペシャル「新アレルギー治療」では、これまでのアレルギーの常識を覆す研究結果を伝え、大きな反響を呼びました。国立成育医療研究センター生態防御系内科部アレルギー科の医長である大矢幸弘 医学博士が出演していましたが、アレルギーの研究は、日々進んでいます。

例：「妊娠中・授乳中の母親はアレルギーの原因となる食品を除去した方がいい」などといったことが一般的な常識でしたが、[食物アレルギー](http://allelab.jp/know/latest/2060)を予防する目的での、妊娠中・授乳中の食物除去や、離乳食の開始を遅らせることは、効果がないということが分かっています。また、「[食物アレルギー](http://allelab.jp/know/latest/2060)の頻度が高い食物も、除去するより早めに食べるほうが良い」可能性が高いという研究結果も公表されています。

＜有機農業の推進に関する法律（平成18年）＞

（定義）

**第２条** 　この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条　国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。第2項として、国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

＜有機農業の推進に関する基本的な方針（平成26年４月25日　農林水産大臣）＞

１ 農業者が有機農業に容易に従事することができるようにするための取組の推進

 有機農業は、多くの場合、病虫害の発生等に加え、労働時間や生産コスト の大幅な増加を伴うことから、農業者が容易にこれに従事することができる ようにすることが重要である。このため、・・（中略）・・有機農業の取組を対象とする各種支援施策を充実し、その積極的な活用を図ることが必要である。また、先進的な有機農業者による就農相談や研修受入の拡大、新規就農者の経営計画の作成への支援が必要である。

２ 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組むことができるよう
にするための取組の推進

 新たに有機農業に取り組もうとする者が潜在的に相当数見込まれるとともに、有機農業により生産される農産物に対する需要の増加も見込まれることから、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売又は利用の確保・拡大を図っていくことが重要である。（後略）

３ 消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにするための取組の推進

消費者の需要を踏まえ、有機農業により生産される農産物の生産量・流通量を増加させ、当該農産物を消費者が容易に入手できるように多様な販売機会を設けることが重要である。このため、有機農業により生産される農産物の生産の拡大に努めるとともに、有機農業者、流通業者、販売業者、実需者及び消費者の間で、当該農産物の生産、流通、販売又は消費に関する情報の受発信を支援することが必要である。（後略）

４ 有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進

 有機農業の推進に当たっては、有機農業に対する消費者の理解の増進及び信頼の確保が重要であることから、食育、地産地消、産消提携、・・（中略）・・農業体験学習又は都市農村交流等の取組を通じて、消費者と有機農業者その他の関係者との交流・連携が促進されるよう取り計らうことが必要である。

５ 農業者その他の関係者の自主性の尊重

 （前略）有機農業に関する基本的な技術の体系化は進んでいるものの、地域に固有な条件への適合が不十分であり、有機農業により生産される農産物の生産の取組は未だ少ない状況にある。こうした状況にかんがみ、有機農業の推進に当たって、地域の実情や農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、これらの者に対し、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に係る各種取組が画一的に推進されることのないよう留意する必要がある。

＜農薬の話＞

ヨーロッパでは使用禁止。日本では

　ハチに影響をあたえるネオニコチノイド系農薬。日本では禁止どころか、逆に規制緩和が進んでいます。厚生労働省は昨年10月、ホウレンソウ、ハクサイ、カブなど約40種類の食品に含まれるネオニコチノイド系農薬クロチアニジンの残留農薬基準値を最大2000倍と大幅に緩和する方針を示しました。その後のパブリックコメントでは、異例の1000件を超える意見が集まり、消費者の意識の高まりがうかがえます。

**都市農業振興基本法（平成27年）**

（基本理念）

第３条 都市農業の振興は、都市農業が、これを営む者及びその他の関係者の努力により継続されてきたものであり、その生産活動を通じ、都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能のみならず、都市における防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全、都市住民が身近に農作業に親しむとともに農業に関して学習することができる場並びに都市農業を営む者と都市住民及び都市住民相互の交流の場の提供、都市住民の農業に対する理解の醸成等農産物の供給の機能以外の多様な機能を果たしていることに鑑み、これらの機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるとともに、そのことにより都市における農地の有効な活用 及び適正な保全が図られるよう、積極的に行われなければならない。

２ 都市農業の振興は、我が国における少子高齢化の進展及び人口の減少等の状況並びに地球温暖化の防止等の課題に対応した都市の在り方という観点を踏まえ、 都市農業の有する前項の機能が適切かつ十分に発揮されることが都市の健全な発展に資するとの認識に立って、土地利用に関する計画の下で、都市農業のための利用が継続される土地とそれ以外の土地とが共存する良好な市街地の形成に資するよう行われなければならない。

（地方計画）

第10条 地方公共団体は、基本計画を基本として、当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画（以下「地方計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

＜岩倉市農業ビジョン（平成8年）＞

・岩倉市の農業の基本計画に当たるという考え方は、以前の委員会の中で当局と確認済みです。

・最上位計画である総合計画の期間が10年であり、その下にぶら下がるいくつかの基本計画は、何年かごとに改定していくのが普通です。

・この20年間で、有機農業の推進、都市農業の推進などの新たな法律も制定されています。